



8京土第16号の20

令和8年3月2日

(株)三弥

長尾 竜也 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



一般 建設業の許可について (通知)

令和 8年 2月 5日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので
通知する。

記

許 可 番 号 京都府知事 許可(般一7)第 41167号
許可の有効期間 令和8年3月2日から令和13年3月1日まで
建設業の種類

土木工事業
大工工事業
とび・土工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和13年1月30日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)